

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第68号

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項中「子どものいじめに関する再調査委員会」を「子どものいじめに関する調査委員会の委員及び子どものいじめに関する再調査委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の10の項の規定は、この条例の施行の日以後に職務に従事した非常勤の特別職職員に支給する報酬の額について適用し、同日前に職務に従事した非常勤の特別職職員に支給する報酬の額については、なお従前の例による。